「被扶養者認定」の考え方

1 被扶養者とは

健康保険の被扶養者とは、主として被保険者の収入で生計を維持し、健保組合の認定を受けた家族のことをいいます。保険証が発行され、医療費の支払いなどの保険給付を受けることができます。

被扶養者になることができるのは、日本国内に住所を有する方で※1、被保険者からみて３親等内の親族です（図１）。親族によっては、被保険者と同居でなくてもよい人と、被保険者と同居（同一世帯）であることが条件の人がいます。

被扶養者となるためには、収入が基準額であり、継続してその生活費の半分以上を被保険者が負担していることが必要です。健康保険法上と税法上では、被扶養者になれる基準がまったく異なるためご注意ください。審査にあたっては、被保険者に扶養できる能力があるか、継続的な生活費の援助の状況のほか、被扶養者となる人（申請対象者）の収入状況などから総合的に判断します。

※1　国内に生活の基礎があることが必要です。また、外国籍の人は、国内に住所があっても「医療滞在ビザ」（その人の生活の世話をする目的の人も）や、観光・保養などが目的の「ロングステイビザ」では被扶養者になれません。

1．被扶養者となる人（申請対象者）は健康保険法（第3条第7項）に定める被扶養者の範囲であること。
2．被扶養者となる人（申請対象者）に被保険者以外の主たる生計維持扶養義務者が他にいないこと。（主たる生計維持扶養義務者とは、被扶養者となる人の「配偶者」、被扶養者となる人が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」など。）
3．主たる生計維持扶養義務者には扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
4．被保険者は被扶養者となる人（申請対象者）を経済的に主として扶養している事実があること。（＝その家族の生活費の半分以上を主として負担していること。）
5．被保険者には継続的に被扶養者となる人（申請対象者）を養う経済的能力があること。
6．被扶養者となる人（申請対象者）の年収は被保険者の年収の1／2未満であること。
7．被扶養者となる人（申請対象者）の収入は**月額108,334円未満**（60歳以上である場合または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は**月額150,000円未満**）であること※2。
8．被扶養者となる人（申請対象者）の1年を通じて※3の収入については130万円／年（60歳以上である場合または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円／年）未満であること。
9．夫婦がともに働いていて子供を扶養する場合、将来継続的にみて収入が多いほうの扶養とする（夫と妻で前年の年収を比較する）。複数の子供がいる場合、父母で分けて扶養することは健康保険法で認められていないため、収入の多いほうの親が子供全員を扶養すること。

※2　雇用保険の失業給付を受給中の場合は、基本手当日額が3,612円（60歳以上である場合は5,000円）未満であること。
※3　「1年を通じて」とは、法令や通達でいつからいつまでを１年間と定めるのか明確にされていません。明治グループ健保組合での年間収入のとらえ方は、認定を受けようとする直近の収入により年間収入を推計します。

図1　被扶養者の範囲図（３親等の親族図）

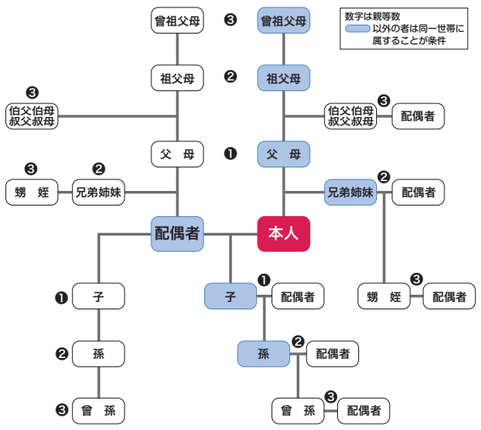

2 申請対象者の収入の範囲

1．給与収入（**通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む**）※4
2．退職金
3．雇用保険の給付金
4．各種年金収入（厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金・労働者災害補償年金・企業年金・各種の恩給・自社年金・非課税扱いの遺族年金・障害年金・私的年金等）※4
5．事業収入（農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく所得。また保険の外交等自由業に基づく所得）※5
6．不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）※5
7．利子収入（預貯金・有価証券利子等）※5
8．投資収入（株式配当金等）※5
9．雑収入（原稿料・印税・講演料等）
10．健康保険の傷病手当金・出産手当金※6
11．被保険者以外の者からの仕送り（生計費・養育費等）
12．その他生活費に充当できる収入（譲渡収入等）

※4　健康保険法上の収入には、非課税分（遺族年金や交通費等）が含まれます。「所得証明書」や「源泉徴収票」に記載されている金額には、非課税分の収入が含まれていないため、非課税分を加算した金額となります。
※5　販売業・美容院等の独立の家業または内職の程度を超える事業を行っている場合は、自営業者のため生計維持関係がないものとみなし被扶養者にはなれません。
※6　傷病手当金・出産手当金については、金額に関係なく扶養申請時に受給終了していることが必要です。

3 16歳以上の就労年齢に達している家族の生計維持の考え方

16歳以上の方は就労可能な年齢で、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。このため、被扶養者になるためには被保険者が生活費の半分以上を援助していることを書類の提出により証明することが特に必要です。

4 仕送り（送金）の考え方

被扶養者となる人が別居している場合は、認定条件として被保険者からの継続的な仕送りでその家族の生活費を主として負担している事実を証明しなければなりません。そのため仕送り証明などの書類を準備していただくことが必要になります。

5 業務上の別居

被保険者が転勤、出向等業務上の都合で本来同一の世帯に属すべき家族と一時的に別居するときは、同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持する場合に準じて取り扱います。

6 届出及び扶養認定日

法令では原則として扶養申請日より５日以内の届出となっていますが、実際にはこの期日での届出は困難なため、明治グループ健保組合では扶養申請日から、「基本書類」は３週間（21日）以内、「確認書類」は６週間（42日）以内の届出期日を設けています。この期日で届出があり、明治グループ健保組合で認めた場合は、扶養申請日で扶養認定となります。（申請理由が出生の場合は除く。）

詳細は「被扶養者認定手続の手引き」をご覧ください。（明治グループ健保組合ホームページ掲載あり）

7 被扶養者の確認

健康保険法施行規則第50条及び厚労省通達に基づき、年に１回被扶養者の確認調査を実施しています。収入超過などで認定基準に該当しない場合は、被扶養者として再認定されず、事実が発生した日にさかのぼり被扶養者の資格を失います。また、必要書類の提出ができないときは被扶養者資格の判断ができないため資格を取り消されます。

8 虚偽の扶養申請

被保険者が扶養の実態がない家族を虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合は、被扶養者の資格はさかのぼって取り消されます。

9 医療費等の返還

被扶養者資格を失った場合、資格が無くなった日以降に発生した医療費、その他給付金等の全額を健保組合に返還しなくてはなりません。